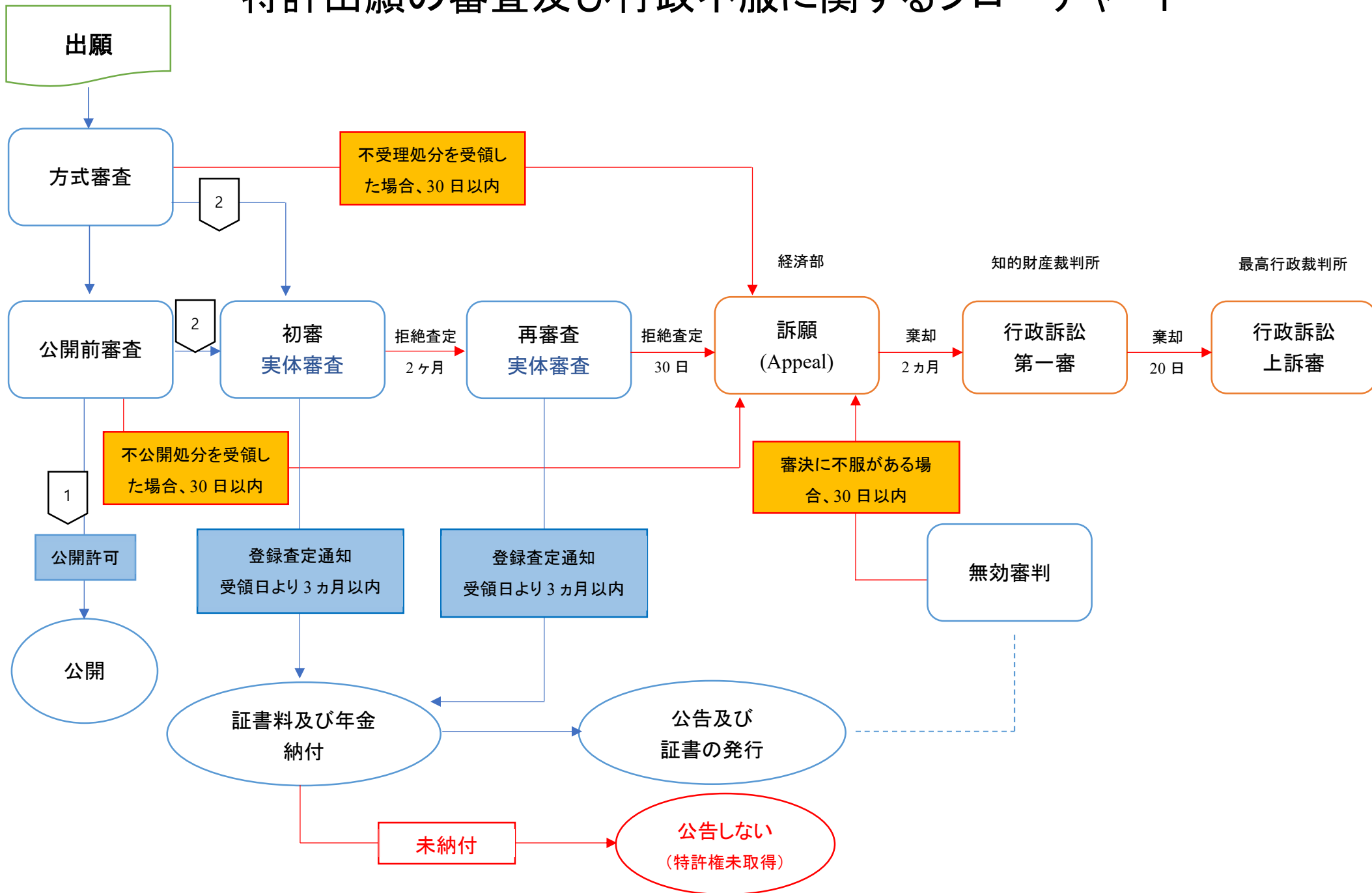


特許出願の審査及び行政不服に関するフローチャート



1. 審査結果において、方式上の不備がなく公開すべきでない事情がない場合、出願日（優先権主張の場合、最先優先日の翌日）から 18 ヶ月後に公開される。
2. 出願日から 3 年以内に、誰でも実体審査を請求できる。